

八代市行財政集中改革プラン

平成18年3月
八 代 市

1 策定の趣旨及び背景

本市は、地域振興と行政の効率化や財政の基盤強化を図るために、平成17年8月1日に1市2町3村が合併して新しく誕生しました。

「合併は最大の行財政改革」の言葉のとおり、市町村合併の総仕上げとして、本市は引き続き、着実に行財政改革に取り組む必要があります。現在、今年9月の行財政改革大綱の策定に向けて取り組んでいるところですが、悠長にその策定を待つのではなく、不断に行財政改革に取り組むことにより、少しでも早く行革（合併）効果を引き出し、その効果を市民サービスの維持・向上に生かすとともに、地域の特性を生かした新たなまちづくりにつなげなければなりません。

また、少子高齢社会における人口減少時代の到来や景気低迷による国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方公共団体が分権型社会に対応するためには、新しい視点に立って不断に行財政改革に取り組む必要があります。そのため、国においてもすべての地方公共団体に平成17年度を起点とした行財政改革大綱に基づく集中改革プランの策定を求めたところです。

2 集中改革プランの位置付け(行財政改革大綱との関係)

本市は現在、今年9月の行財政改革大綱の策定に向けて検討を行っており、集中改革プランの基となる行財政改革大綱を有していません。

そのため、本市は、行財政改革大綱に先行して、集中改革プランを策定することとなりますが、そのねらいとするところは、合併までに十分調整できなかった事項や合併後に生じた問題の調整を図ること並びに経費節減及び歳入確保を図り、今後も持続できる財政状況を維持することです。そこで、集中改革プランには、行政の効率化と財政の基盤強化のために、今すぐに取り組むべき事項を盛り込むことを基本とし、可能な限り目標の数値化や具体的指標を用いて市民にわかりやすく明示します。

また、集中改革プランは、行財政改革大綱に先行して策定することから、集中改革プランに盛り込んだ内容は、行財政改革大綱及びこれに基づく実施計画の具体的改革事項に引き継がれるものであり、行財政改革大綱の策定に伴い、必要に応じて見直します。

3 集中改革プランの期間

集中改革プランの推進期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

4 推進体制

集中改革プランは、行財政改革大綱の推進と合わせて、市長を本部長とする行財政改革推進本部を中心に推進します。また、各部・各課においては行財政改革推進責任者及び行財政改革推進員をリーダーとして、職員の危機意識及び当事者意識のもと全庁的に推進します。

5 進行管理

集中改革プランの推進状況については、行財政改革大綱の推進状況と合わせて、行財政改革推進本部で進行管理を行うとともに、市議会及び市民で構成する八代市行財政改革推進委員会に定期的に報告し、意見や助言を求めて、実効性の高い集中改革プランとします。

6 公表

集中改革プランの策定、見直し及びその進捗状況については、市のホームページや市広報紙等を利用して、定期的に情報提供を行います。

7 集中改革プランの取組み事項

(1) 事務事業の見直し、経費節減等

これまで、合併協議や平成18年度の予算編成をとおして、経費節減や事務事業の見直しを行っています。

平成18年度から平成19年度にかけて、さらに事務事業の見直しを推進するため、官民の役割分担、効果及び効率の観点から事務事業評価を行うとともに、あわせて事務量の算定を行い、評価結果を予算及び組織定数に反映します。また、結果については市民に公表し、説明責任を果たすとともに、市民意見を見直しに反映させます。

さらに、経費節減を徹底するために、職場での事務改善運動を推進するとともに、職員のコスト意識を醸成します。

- ①平成18年度、経常的事務経費の一律5パーセント以上の削減
- ②事務事業評価の実施
- ③事務改善報告制度及び職員提案制度の実施

(2) 民間委託等の推進

施設や事務事業について利便性の向上、事務の迅速化など市民サービスの向上と経費削減を図るため、指定管理者制度の導入、民間譲渡、業務の民間委託等を積極的に推進します。あわせて、民間と競合する施設については、行政関与の検証を行い、事業統合・縮小・廃止を検討します。

①施設の管理運営の見直し

平成17年度及び平成18年度に、本市の公の施設について検証を行い、施設のあり方・管理手法の見直しを行います。

②指定管理者制度の導入

ア 既に外郭団体等が管理委託を行っている27施設について、平成18年4月から指定管理者制度を導入します。

高等職業訓練校	ふれあいセンターいずみ	千丁地域福祉保健センター
サンライフ八代	おおぞら授産所	鏡地域福祉センター
日奈久温泉センター	ひまわり苑	鏡老人デイサービスセンター
東湯	保寿寮	柿迫生きがいセンター
西湯	総合福祉センター	五家荘デイサービスセンター
坂本憩いの家	社会福祉会館	五家荘憩いの家
広域交流センターさかもと館	西松江城老人憩いの家	泉憩いの家

さかもと温泉センター	日奈久老人憩いの家	泉地域福祉センター
泉農林産物流通加工施設	坂本地域福祉センター	八竜山自然公園

イ 直営施設のうち、指定管理者制度の導入効果が見込まれる施設については、今後、民間のノウハウの活用による市民サービスの向上と経費の節減を図るため、平成21年度までに順次、公募による指定管理者制度の導入を検討します。

ウ 現在、指定管理者により管理運営している施設については、引き続き、民間のノウハウの活用による市民サービスの向上と経費の節減を図るため、公募による指定管理者制度を導入します。

③民間譲渡の検討

今後、直営施設又は指定管理者制度導入施設のうち、民間でも同様又は類似の施設を設置・運営している施設については、市が管理運営する必要性が薄れているため、民間譲渡を検討します。

④事業統合・縮小・廃止の検討

次に該当する施設については、事業統合、縮小又は廃止を検討します。

- ・施設の目的が達成されている。
- ・利用者が少ない。
- ・施設が老朽化し、建替え、大規模改修が予想される。
- ・民間と競合する施設である。
- ・類似の施設がある。

⑤業務委託の推進

今後も直営で管理する施設については、市民サービスの向上や人件費等の節減等を図る観点から、さらに業務委託を拡大します。

⑥事務事業の民間委託の推進又は臨時・嘱託職員の活用

市民サービスの向上や人件費の節減等を図るため、より一層の民間委託を推進し、又は嘱託・臨時職員の活用を図ります。

※今後、民間委託又は臨時職員等の活用を検討していく主な事務事業

- ・公用車運転業務
- ・情報処理、庁内情報システム維持管理業務

- ・住民票等交付に係る窓口業務
- ・下水道使用料徴収事務
- ・学校用務員、事務員、バス運転業務
- ・学校給食調理業務

(3) 定員管理の適正化

事務事業、施設の統廃合及び民間委託の推進、組織機構の再編、臨時・嘱託職員の活用などにより、職員採用を最小限に抑えて、平成22年4月1日の職員数を1,180人以下とします。また、定員の状況については、現在の年1回の広報紙掲載に加えて、平成18年度から市のホームページに常時掲載し公表します。

職員数		削減数	削減率
H17.4.1	H22.4.1		
1,330人	1,180人	150人	11.3%

(4) 給与等の適正化

- ①職員給与については、市民の関心が高いことから、市民の理解と納得が得られる制度、運用、水準の適正化に努めます。また、平成18年度からの国の給与構造改革を見据えて、本市においても給与水準を平均4.8パーセント引き下げる制度見直しを行うとともに、職務・職責に応じた給与制度を構築します。職員給与の状況については、現在の年1回の広報紙掲載に加えて、平成18年度から市のホームページに常時掲載し公表します。
- ②技能労務職の給与については、平成18年度から運用制度の見直しを行います。
- ③特殊勤務手当については、平成18年度から支給項目等の見直しに着手し、早期に適正化を図ります。
- ④時間外勤務手当については、定員適正化に基づく職員数の削減により1人当たりの事務量の増加が見込まれることや、サービス残業の実態を考慮し、安易に手当の縮減のみに着目することなく、時間外勤務自体の縮減について検討する必要があります。そこで、平成18年度に時間外勤務の実態調査を行い、事務事業の統廃合や民間委託の状況とあわせて、時差出勤制度

の導入など時間外勤務の縮減方策を検討し、その縮減に努めます。

⑤職員に対する福利厚生事業については、主に職員互助会で行っており、その財源は職員の会費と市からの負担金で運営されていますので、市民の理解が得られるものとなるよう点検・見直しを行い、適正に事業を実施します。

⑥旅費については、実態に即した運用とし、支給の適正化を推進します。

(5) 組織機構の見直し

①平成18年4月1日に喫緊の課題である産業振興部門の体制強化と内部管理部門を集約し、政策や重点施策の迅速な意思決定、行政資源の重点かつ適正配分する体制を確立するために組織機構を見直します。

②平成19年4月1日に合併時の暫定的組織を見直し、本庁・支所機能を再編します。再編に当たっては、政策、施策、事務事業のまとまりや地域の課題などに対応した組織編制とするとともに、個々の職員の責任と権限を明確にし、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織とし、市民ニーズへの迅速かつ的確な対応ができる組織とします。

(6) 補助金、負担金等の見直し

補助金、負担金等については、平成17年度から平成18年度までに、目的、成果、必要性、負担のあり方等に基づく総点検を行うとともに予算編成を通じて、補助金、負担金等の統廃合を行います。

また、平成18年度中に補助金の交付に関する指針を策定し、既存の補助金の見直しはもとより、新規補助金の交付決定に活用し、補助金の適正化を図ります。見直し結果については、市民に公表し、補助金に対する透明性を高めます。

(7) 第三セクター等の見直し

平成18年度中に第三セクター等の経営状況や設置目的等を踏まえ、第三セクターの見直しに関する指針を策定し、団体の自立のための経営改善や統廃合を促します。

(8) 歳入確保

①税等の収納率の向上

平成21年度までに、収納率（現年度分）を市税で97.6パーセント、国民健康保険税で92.0パーセントに引き上げます。

また、未収金の多い使用料等について、個別に回収策の検討を行い、回収強化に努めます。

※収納率（16年度）

	合併前6市町村	県内市平均	目標値
市税	97.41	97.22	97.6
国民健康保険税	91.41	89.76	92.0

②口座振替の推進

平成20年度までに、市税及び国民健康保険税の口座振替率を平成17年度より10パーセント高めます。

※口座加入率（17年度）

市民税 18.5%

固定資産税 33.2%

軽自動車税 11.8%

国民健康保険税 36.2%

③固定資産税率の改定

合併協議に基づき、平成20年度から固定資産税の税率を1.4パーセントから1.5パーセントに改定します。

④使用料・手数料の見直し

平成18年度に、受益者負担及び市民間における公平の観点から、使用料、手数料について見直します。また、減免規定についてそのあり方を検証します。

⑤保育料の改定

合併協議の確認に基づき、平成17年度の保育料に比べ、平成18年度に平均5パーセント、平成19年度に平均7.5パーセント引き上げます。

⑥その他

平成18年度に、広報紙、市ホームページに加え、新たな有料広告の掲載を検討します。

(9) 地方公営企業の経営改革

利用者のサービス向上と事務費、人件費の削減のため、次に掲げる地方公営企業の経営改革を実施します。

①水道事業

(ア) 中期経営計画に基づく経営改革

中期経営計画に基づき、民間的経営手法の導入等により、収入の確保、経費の節減等を図り、水道事業の経営安定を維持します。

(イ) 民間委託等の推進

使用開始受付、転居清算・廃止事務、検針・収納事務及び滞納整理事務の包括委託の導入を検討します。

(ウ) 収益増加、経費節減等

- ・平成19年度までに、水道料金を見直すための検討を行います。
- ・配水管未普及地区への配水管の敷設を積極的に推進します。
- ・平成18年度に、日奈久浄水場管理業務を廃止します。
- ・平成18年度に、検針票への有料広告の掲載を検討します。

②病院事業

(ア) 中期経営計画に基づく経営改革

病院経営を取り巻く環境が厳しい中、公的医療機関としての責務を果たし、地域医療サービスに貢献するために、速やかに中期経営計画を策定し、民間的経営手法の導入等により健全経営を目指します。

(イ) 民間委託等の推進

診療報酬請求、清掃等委託を行っている業務について定期的に見直すとともに、現在、直営で行っている業務についても委託が可能かどうかの検討を行います。

(ウ) 収益増加、経費節減等

- ・「市立病院協力医システム」の活用により病診連携を深めて患者数の増加を図ります。
- ・診療報酬の加算の取得に努めます。

- ・使用料や手数料等の料金の見直しや遊休資産の有効活用を検討します。
- ・未収金の徴収対策を強化し、その回収に努めます。
- ・薬品の仕入価格交渉の強化、電力使用契約種別の見直し等、経費の節減を図ります。

③公共下水道事業

(ア) 中期経営計画に基づく経営改革

中期経営計画に基づき、民間的経営手法の導入等により、収入の確保、経費の節減等を図り、公共下水道事業の経営安定を図ります。

(イ) 民間委託等の推進

経費の削減はもとより、悪質困難滞納事案に対する滞納整理の強化と処理区域拡大に伴う事務量増加に人員を増やすことなく対応するため、下水道メーター検針業務など民間委託を推進します。

(ウ) 収益増加、経費節減等

- ・平成18年度に、下水道使用料を見直すための検討を行います。
- ・水洗化を促進して、収入を増やします。
- ・催告書発送回数の増、夜間徴収の実施及び口座振替の推進など滞納整理の強化を実施します。
- ・工事の同時施工など水道事業との連携を推進します。

8 経費節減等の財政効果

平成17年度から平成21年度までの八代市行財政集中改革プランに基づく具体的な取組事項による経費節減等の財政効果額は、概算見込で次のとおりとなります。なお、今後具体的に検討するものや実施時期が未定のもの、さらには数値等の変動などにより算定が困難なものについては除きます。

(1) 歳入確保

平成17年度～平成21年度

(単位：百万円)

年度 項目	17	18	19	20	21	合計
税等の徴収率の向上	0	7	17	26	36	86
固定資産税率の改定	0	0	0	491	469	960
使用料・手数料の見直し	0	66	99	101	102	368
公営企業分	0	0	26	26	27	79
合計	0	73	142	644	634	1,493

(2) 歳出削減

平成17年度～平成21年度

(単位：百万円)

年度 項目	17	18	19	20	21	合計
事務事業の 見直し・経費 節減等	0	353	353	353	353	1,412
民間委託等 の推進	0	22	22	22	22	88
定員管理の 適正化	0	160	236	435	603	1,434
給与等の適 正化	363	618	650	668	670	2,969
補助金等の 見直し	0	54	58	58	58	228
公営企業分	0	2	2	2	2	8
合計	363	1,209	1,321	1,538	1,708	6,139

(3) 総計

(単位：百万円)

歳入確保	1,493
歳出削減	6,139
合計	7,632